

吉見町競争入札参加者心得

(趣旨)

第1条 吉見町競争入札参加者の資格等に関する要綱（令和5年吉見町要綱第12号）に定める契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者が守らなければならない事項は、関係法令及び別に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(参加資格又は指名の取消)

第2条 入札の参加者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者となったとき。
- (2) 死亡（法人においては解散）したとき。
- (3) 営業停止命令を受けたとき。
- (4) 営業の休止又は廃止をしたとき。
- (5) 金融機関に取引を停止されたとき。

2 前項各号のいずれかに該当した者に対して行った一般競争入札の参加資格又は指名競争入札の参加の指名はこれを取り消す。

第3条 吉見町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要領（平成5年4月1日町長決裁。以下「措置要領」という。）に定める措置要件に該当し、指名停止等の措置を受けている者は、その期間において入札に参加することができない。なお、一般競争入札の公告日から入札日までの期間に措置要領による入札参加停止等の措置を受けた場合も入札に参加することができない。

2 入札の参加者が、当該入札が執行されるまでの間に、措置要領により指名停止等を受けた場合又は国若しくは他の地方公共団体から指名停止等の措置を受けた場合は、その入札の参加資格を取り消すことができる。

(入札)

第4条 入札参加者は、吉見町契約規則（昭和41年吉見村規則第4号）、吉見町建設工事請負契約約款等（以下「契約約款」という。）、仕様書、図面（以下「設計図書」という。）、吉見町入札参加者の遵守事項及び一般競争入札の公告又は指名通知書の記載事項並びに現地を熟知の上、入札しなければならない。この場合において疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札は、一般競争入札の公告又は指名通知書で指示した日時及び場所において行う。この場合において、指示された時間に遅刻した者は、入札に参加することができない。

3 入札会場に入室できる者は、1業者2人以内とし、入札執行途中で退室することはできない。

4 入札参加者は、入札書に必要事項を記載し、これを封書にして提出しなければならない。

5 入札は、入札者の見積もった金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額により行うものとする。ただし、単価によるべきことを指示されたときは、その指示による。

(代理による入札)

第5条 入札参加者が、代理人をして入札させようとするときは、代理人にその委任状を提出しなければならない。

(入札の辞退)

第6条 入札の指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札の指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前には、入札辞退届を直接持参、郵送（入札日の前日までに到達するものに限る）、FAX及びメールのいずれかの方法により提出するものとする。

(2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出し、退室するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）及び電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）その他関係法令に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格等を意図的に開示してはならない。

(入札書の書換等の禁止)

第8条 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

(入札の取りやめ等)

第9条 入札参加者が連合し、又は妨害若しくは不正行為等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(開札)

第10条 開札は、入札書の提出後直ちに当該入札場所において、入札参加者を立ち

会いのもと行う。

(入札の無効)

第 1 1 条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 記載すべき事項の記入のない入札書、又は記入した事項が不明瞭な入札書による入札
- (3) 入札保証金の納付を要する入札において、所定の入札保証金を納付しない者がした入札
- (4) 委任状の提出のない代理人がした入札
- (5) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (6) 2 通以上の入札書を提出した者がした入札、又は 2 以上の者の代理をした者がした入札
- (7) 明らかに連合によるものと認められる入札
- (8) その他入札の条件に違反した入札

(落札者の決定)

第 1 2 条 落札者は、予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格を設けた場合にあつては、当該価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。

2 落札者の決定がなされたときは、その場で当該入札者に、その旨を発表する。

3 第 1 3 条第 1 項の規定により落札者の決定を保留した場合は、第 1 4 条に規定する調査を実施した後、その結果を入札参加者に通知する。

(落札者決定の保留)

第 1 3 条 落札者の決定に係る調査基準価格を設けたときであつて、当該調査基準価格を下回った入札（以下「低価格入札」という。）があるときは、落札者の決定を保留し、入札執行を終了する。又、最低制限価格及び調査基準価格を設けないときにおいて、予定価格に比して著しく低い価格での入札があつた場合は、落札者の決定を保留することがある。

2 前項の場合において、予定価格の範囲内の入札（低価格入札以外の入札にあつては最低の価格のものに限る。）の中に同額のものがあるときは、直ちに当該入札をした入札参加者にまず順位を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により順位を決定するくじを引かせ、順位を決定する。

3 前項のくじ引きに当たり、当該入札した入札参加者がくじを引かないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(低価格入札の調査)

第 1 4 条 前条第 1 項の規定により入札執行を終了したときは、低価格入札のうち入札価格の最も低いものについて、次のいずれかに該当するものでないかを調査し、該当すると認められないときは、当該入札をした者を落札者とする。

- (1) 当該入札価格によっては、当該入札者により契約の内容に適合した履行が

なされないおそれがあると認められる入札

(2) 当該入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる入札

2 前項の調査により落札者を決定できないときは、次順位の低価格入札について同様の調査を行い、以下、落札者が決定するまで順次次順位の低価格入札について調査を行う。

3 すべての低価格入札について前2項の調査を行った後も落札者を決定できないときは、低価格入札以外の入札のうち、予定価格の範囲内で最低の価格の入札（同額の入札が複数あるときは前条第2項の規定により決定された順位が高いもの）をした者を落札者とする。

4 低価格入札をした者は、調査に当たってはこれに協力しなければならない。

(くじによる落札者の決定)

第15条 落札すべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札者に落札者を決定するくじを引く順序を決めるくじを引き、その結果により落札者を決定するくじを引いて落札者を決定する。この場合、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

2 前項により落札者を決定したときは、その入札書に「くじを引いた結果落札した」旨を入札執行者が記載する。

3 第13条第3項の規定は、第1項の場合においてくじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(再度入札)

第16条 開札の結果、第12条に規定する落札者に該当する者がいないときは、直ちに再度入札を行う。ただし、この場合において行う再度入札は、1回を限度とする。

2 再度入札に参加することができる者は、前回の入札に参加した者（最低制限価格を設けた場合にあつては、最低制限価格以上をもって入札した者）に限る。

3 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、再度入札は行わない。

(1) 落札者の決定に係る調査基準価格を設けたときであつて、初度入札において低価格入札があつたとき。

(2) 再度入札に参加することができる者がいないとき。

(不調時の取扱)

第17条 前条による再度入札を行っても、なお落札者がいないときは入札を打ち切り、改めて当該入札者以外の者による入札を付するものとする。ただし、当該入札に付することができない場合は、随意契約とするものとする。

2 前項による随意契約は、当該入札者の中から希望する者にその旨を告知して行うものとし、希望者からそれぞれの見積書を提出させ、その結果、見積額が予定価格の範囲内で適当と認められたときは、これをもって契約の相手方とするものとする。

3 前項の場合において、同価格の見積書が提出された場合は、くじ引きによって契約の相手方を決定するものとする。その場合において、くじ引きの方法は第13条

の規定を準用するものとする。

(落札結果の通知等)

第 18 条 落札者を決定した場合は、当該入札場所において入札者にその旨を発表するとともに、落札の決定及び契約の締結について通知する。

2 前項の通知を発送した日から 7 日以内に当該落札者が契約の締結に応じないときは、その決定は効力を失うものとする。

(契約書類の添付)

第 19 条 前条の通知には、契約書（案）、契約約款（添付を必要としない場合は除く。）、設計図書及びその他契約に必要な書類を添付するものとする。

(契約の確定)

第 20 条 契約は、町長又は町長から委任を受けた者と、落札者が契約書に記名押印したときに確定する。

(町議会の議決を要する契約)

第 21 条 建設工事又は製造の請負契約であって、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年吉見村条例第 4 号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、議会の議決を得た後に本契約が成立する旨を明記した仮契約を取り交わすものとする。

(異議の申立)

第 22 条 入札参加者は、入札後、この心得、契約書（案）、設計図書及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(その他)

第 23 条 入札参加者は、入札金額見積内訳書の提出を求められた場合は、当該見積内訳書を提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この心得は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(吉見町建設工事等指名競争入札参加者心得の廃止)

2 吉見町建設工事等指名競争入札参加者心得（平成 19 年 4 月 1 日町長決裁）は廃止する。